



# 5



推進体制と進行管理等

## 1 市民の声を反映した推進

### (1) 「朝霞市男女平等推進審議会」の充実

「朝霞市男女平等推進条例」(第24条)に基づいて設置している「朝霞市男女平等推進審議会」において、計画の進ちょく状況や事業等の評価など、計画推進に関する重要事項を審議します。

委員へ積極的に情報提供を行うとともに、審議会での審議内容の一層の充実を図ります。

### (2) パブリック・コメント\*等の実施

計画の推進に市民の声を反映するため、必要に応じてパブリック・コメント等を実施するとともに、市民意識調査等を行います。

## 2 市民・関連団体等と連携した推進

### (1) 計画の周知

あらゆる媒体を通じて、家庭、地域、職場、学校などさまざまな場で本計画の周知に努めます。

### (2) 市民・関連団体等との連携強化

NGO\*・NPO・ボランティア団体等と連携し、また、団体間の連携を進めながら、市民的な広がりを持った推進を図ります。

### (3) 関係機関との連携

国・県、その他関係する行政機関と連携しながら推進します。

## 3 庁内推進体制の強化

### (1) 「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議」の充実

庁内組織として設置している「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議」において、関係各部・各課間の取り組みの情報の共有と調整を行い、計画を総合的・計画的に推進します。さらに、下部組織である「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」を庁内における計画の周知と男女平等にかかわる施策・事業を推進するプロジェクトチームと位置付け、実施計画の進ちょく状況を検証するとともに、年度ごとに重点活動テーマを設定し、庁内での男女平等推進を促す役割も担います。

### (2) 「朝霞市庁内男女平等推進指針」の策定

市役所から率先して男女平等を推進するために、職員の意識改革、職場環境の整備などの取り組みの指針として「朝霞市庁内男女平等推進指針」を推進します。

### (3) 総合調整組織の充実

計画推進の総合調整組織の充実を図ります。

## 1 実施計画の策定・推進

基本計画で定めた施策等に基づき、男女平等推進の具体的な事業内容を示した実施計画を策定し、推進します。

## 2 指標・数値目標の設定

基本計画では、指標・数値目標を設定し達成に努めます。実施計画においても可能な限り短期の指標・数値目標を設定し、推進します。

## 3 年次報告の実施

「朝霞市男女平等推進条例」(第14条)の規定に基づき、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について毎年度ごとに年次報告書を作成し、公表します。

## 4 事業効果の評価・公表

「朝霞市男女平等推進条例」(第11条)では、「朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等の評価し、これを公表するものとする。」と規定されています。

この規定に基づいて行っている「男女平等推進事業評価」をさらに進めて、基本計画・実施計画の指標・数値目標を中心に、何をしたかではなく、どのような成果が得られたのかという観点からの評価を行い、その評価結果を広く市民に公表します。

この計画では、施策の体系に沿って施策の方向ごとに指標・数値目標を設定し、達成に向けた取り組みを進めます。

### 施策目標 1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

施策の方向	指 標	数値目標			評価資料	重点P
		行動計画策定時値	現状値	目標値		
社会制度・慣行の検証	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	9.8%	8.4%	20%	アンケート調査	
男女が平等な社会像の提案	30歳代配偶者・子ども有り、無職女性の「生活で優先することの現実と希望の格差指数※」1.5以上の割合	63.7%	54.5%	35%	アンケート調査	
男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	「表現ガイド」に基づいた、庁内の自己チェックの実施	—	1回/年(全庁)	1回/年	実績	
多様な媒体によるわかりやすい情報提供	朝霞市で実施している男女平等を進めるための取組をどれか1つでも「知っている」市民の割合	40.6%	37.6%	60%	アンケート調査	

※「現実と希望の格差指数」とは、アンケート設問「現実で優先すること」、「希望として優先すること」において、「自分の活動に専念」を(+2)、「どちらかといえば自分の活動を優先」を(+1)、「自分の活動と家庭生活を同時に重視」を(0)、「どちらかといえば家庭生活を優先」(-1)、「家庭生活に専念」を(-2)として、性別、配偶者・子どもの有無、就労の状況別に抽出し「希望」の選択肢数値から「現実」の選択肢数値を引いた結果が1.5以上の方の割合。

2-4 男女平等に関する朝霞市の特徴「配偶者も子どももいる女性の生活で優先することの現実と希望の格差」P19を参照。

## 施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

施策の方向	指 標	数値目標			評価資料	重点P
		行動計画策定時値	現状値	目標値		
学校での男女平等の教育の推進	小・中学校における男女平等に関する教育時間数	—	1時限以上/年(中学校)	全学年1時限/年	統計資料	○
家庭での男女平等の学習の促進	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	16.1%	19.7%	30%	アンケート調査	○
地域での男女平等の学習の促進	「朝霞市男女平等推進条例の制定」を知っている市民の割合	8.0%	9.4%	20%	アンケート調査	○
学習活動を支援する人材の育成と活用	(仮称)男女平等推進人材データベース登録者数	—	4人 ※朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員	30人	実績	

## 施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

施策の方向	指 標	数値目標			評価資料	重点P
		行動計画策定時値	現状値	目標値		
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	—	3.0%	20%	アンケート調査	
暴力を否定する社会的認識の徹底	夫や恋人から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	53.2%	68.7%	80%	アンケート調査	○
異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	「女性総合相談の実施」を知っている女性の割合	12.5%	14.4%	22%	アンケート調査	○
関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	連携できる民間被害者支援機関・団体等の箇所数	—	0	1か所	実績	○

#### 施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

施策の方向	指 標	数値目標			評価資料	重点P
		行動計画策定時値	現状値	目標値		
市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員登用率	31.1% (平成17年3月)	37.2% (平成22年3月)	45%	統計資料	
各種団体の取組支援・協力依頼	自治会長の女性比率	12.2% (平成17年4月)	7.8% (平成22年4月)	20%	統計資料	○
事業所の実態把握と協力依頼	市内事業所における管理職等の女性比率	3.6% (平成16年6月)	15.7% (平成22年6月)	20%	アンケート調査	
積極的格差是正措置の具体化の推進	「積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）」をよく知っている市民の割合	4.9%	7.9%	13%	アンケート調査	

#### 施策目標5 男女の自己実現支援

施策の方向	指 標	数値目標			評価資料	重点P
		行動計画策定時値	現状値	目標値		
多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	「あさか <sup>ひと</sup> 男女の輪サイト」をよく知っている市民の割合	—	0.7%	20%	アンケート調査	
家庭と職業・地域活動の両立支援	30歳代配偶者・子ども有り男性の1週間の平均無償労働時間	6.6時間	20.1時間	25時間	アンケート調査	○
働く場での男女共同参画の促進	「職場の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	8.7%	12.2%	20%	アンケート調査	
能力開発と活動支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性（20～50歳代）の割合	—	15.4%	20%	アンケート調査	○

## 《説明》

- 1：「行動計画策定値」は、平成18年3月策定「朝霞市男女平等推進行動計画」策定時の値。
- 2：「現状値」は、「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成22年6月実施）による値、ただし、（ ）内に記述のあるものについては、その時点での統計資料、もしくはアンケート調査による値。
- 3：「目標値」は、この行動計画の最終年度である平成27年度時点での評価資料による値。
- 4：「重点P」欄の○は、「重点プロジェクト」に関連する指標であることを示す。
- 5：評価資料欄の「アンケート調査」は、「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」及び「朝霞市男女平等推進に関する事業所アンケート」（平成22年6月実施）を指す。